

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	196,000千円 H17. 2.26まで	H16. 2.27 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 グエン・ミン・ヒエン教育訓練大臣	H16. 9.16 603号
ベトナム	フエ中央病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	フエ中央病院改善計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	164,000千円 H17. 3.31まで	H16. 4. 9 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 チャン・テイク・チュン保健大臣	H16. 9.16 604号
ベトナム	グアン省ナムダン県農村生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	グアン省ナムダン県農村生活環境改善計画を実施するために必要な1. 道路、灌漑用水路及び関連施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	755,000千円 (H16年度 455,000千円) H17. 3.31まで (H17年度 300,000千円) H18. 3.31まで	H16. 5.18 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 グエン・テイク・チュン委員長	H16. 9.16 606号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	483,000千円 (H16年度 58,000千円) H17. 3.31まで (H17年度 205,000千円) H18. 3.31まで (H18年度 127,000千円) H19. 3.31まで (H19年度 93,000千円) H20. 3.31まで	H16. 6.21 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 グエン・ミン・ヒエン教育訓練大臣	H16.10. 1 642号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	244,000千円 H17. 3.31まで	H16. 6.21 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 グエン・ミン・ヒエン教育訓練大臣	H16.10. 1 643号

(注1) 国名については、正式名称ではなく、一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	第二次中部地方橋梁改修計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次中部地方橋梁改修計画を実施するために必要な橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 1. 橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	956,000千円 H17.3.31まで	H16.7.1 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 ギャオ・デアイン・ビョン交通運輸大臣	H17.3.25 143号
ベトナム	フエ中央病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との交換公文	フエ中央病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 中央検査棟、外来棟及び機械棟の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両、機材及びそれらの調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,825,000千円 (H16年度 122,000千円) H17.3.31まで (H17年度 1,810,000千円) H18.3.31まで (H18年度 893,000千円) H19.3.31まで	H16.7.2 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 チヤン・ライ・チュエン・チエン保健大臣	H16.9.16 605号
ベトナム	北部地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との交換公文	北部地下水開発計画を実施するために必要な給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画を実施するために必要な 1. 初等教育施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	502,000千円 H17.3.31まで	H16.7.16 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 カオ・ボラック・フアット農業・農村開発大臣代行	H17.3.14 122号
ベトナム	第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	第二次北部山岳地域初等教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	344,000千円 H17.3.31まで	H16.7.23 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 グエン・ミン・ヒエン教育訓練大臣	H17.3.25 144号
ベトナム	ダナン病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ダナン病院医療機材整備計画を実施するために必要な機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	326,000千円 H17.3.31まで	H17.1.26 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム大使 ベトナム側 ホアン・トク・アソン・アインダナン市人民委員会委員長	H17.6.27 529号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に關する日本国政府とベトナム 社会主義共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	468,000千円 (H17年度 45,000千円) H18.3.31まで (H18年度 212,000千円) H19.3.31まで (H19年度 127,000千円) H20.3.31まで (H20年度 84,000千円) H21.3.31まで	H17.6.21 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使 グエン・ミン ・ヒエン教育訓練大臣	H17.7.26 692号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与 に關する日本国政府とベトナム 社会主義共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	144,000千円 H18.3.31まで	H17.6.21 ハノイで (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使 グエン・ミン ・ヒエン教育訓練大臣	H17.8.2 733号
ベトナム	ホアビン総合病院改善計画のため の贈与に關する日本国政府と ベトナム社会主義共和国政府と の間の交換公文	1. 技術練及びその関連施設の建設に必要な生産物及び 2. 機材及びその備付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	967,000千円 H18.3.31まで	H17.8.25 ホアビン で (同日)	日本側 服部則夫在ベトナム 大使 チャン・リュ ・ハイ委員会委員長	H17.9.20 932号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。